

現状と検討課題

①各部門の表彰対象

- ・「事業活動部門」において、製品・技術開発等、事業者による本来の事業活動についても賞の対象としてきた。
→近年は事業者による本来の事業活動からは一歩出た環境活動が積極的に行われるようになってきており、本賞においても、そうした活動への授賞が増加傾向にある。(別紙1参照)
- ・「府民活動部門」において、学校の授業の一環(単位取得の要件、卒業論文の研究対象)として行われるような活動についても賞の対象としてきた。
→学生等の活動者の自主性に問題がある。
→実施要綱で、本賞の対象を「自主的かつ積極的に他の模範となる」活動としている。

②選考方法

- ・推薦された活動は、事前のスクリーニングをせず全て「環境・みどり活動促進部会」で審議いただき、選外・大賞・準大賞・奨励賞・協働賞を決定してきた。
→部会に過大な負担をいただいている。
→実施要綱で、本賞の目的を「活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げること」としている。

③賞の対象

- ・賞の対象に「個人若しくは団体(NGO、サークル、グループ等を含む。)、又は事業者」としており、地方公共団体も含まれている。
→地方公共団体が環境保全活動に取り組むのは当然のこと。

①の変更案

○事業活動部門について

部門名を「事業者活動部門」とし、以下の活動を賞の対象から除くこととする。

- ・環境負荷の低減に資する製品・技術の開発の内、自社だけの利益に限られるもの
- ・省エネルギー・廃棄物低減等への取組みの内、自社内に限られるもの

○「府民活動部門」について

賞の対象となる活動を、個人・団体が自主的に取り組む環境活動と明記し、以下の活動を賞の対象から除くこととする。

- ・学校の授業の一環(単位取得の要件、卒業論文の研究対象)として行われる活動

○共通

推薦要項に、賞の対象となる活動の例とともに、賞の対象とならない活動の例を明示する。(別紙4(3)対象とならない活動)

②の変更案

提出のあった推薦書について、事務局で、実施要綱及び推薦要項に照らし、賞の対象から外れる活動をリストアップ。

部会で、対象除外リストの承認をいただき、それ以外は原則として奨励賞を授与。

部会で、奨励賞の中から大賞、準大賞を選出。

*H17～H19は被推薦者全てが表彰されていた。(別紙2参照)

③の変更案

地方公共団体を賞の対象から除くこととする。

* 実施要綱及び推薦要項について所要の改定を行う。(別紙3・4)